

令和7年長審第18号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和7年3月31日16時30分

長崎県宇久島北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

登 録 長 23.72メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 842キロワット

3 事実の経過

Aは、令和2年11月に進水した中型まき網漁業に運搬船として従事する、バウスタスタを備えたFRP製漁船で、船体中央部後方寄りに操舵室を配し、同室にレーダー2台、GPSプロッター、ソナー2台、魚群探知機2台、自動操舵装置、機関遠隔操縦レバー、舵輪等を装備し、舵輪後方に操縦席を設け、a受審人ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.4メートルの喫水をもって、同7年3月31日13時30分長崎県調川港を発し、宇久島西方沖合50海里の漁場に向かった。

a受審人は、各レーダーを0.75海里レンジ及び6海里レンジとし、GPSプロッターを15海里レンジとしてそれぞれ作動させ、操舵室の窓及び扉を閉めて暖房機の電源を入れ、操縦席に腰を掛けた姿勢で単独の操船に当たり、伊万里湾、津崎水道、白岳瀬戸及び辰ノ瀬戸を經由して長崎県生月島南方沖合に至った。

a受審人は、15時15分半対馬瀬鼻灯台から082.5度（真方位、以下同じ。）14.9海里の地点で、針路を264度に定めて自動操舵とし、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、宇久島東方沖合に至り、15時43分対馬瀬鼻灯台から081.5度9.4海里の地点に達したとき、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから、気の緩みが生じて眠気を催したが、同灯台を通過した水域に至れば甲板員と単独の操船を交替することになっているので、交替するまでは眠気を我慢できるものと思い、操縦席から立ち上がり手動操舵に切り替えて操船に当たったり外気に触れたりして眠気を払拭するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢で操船に当たるうち、いつしか居眠りに陥り、宇久島北方沖合の暗岩に向首進行し、16時30分対馬瀬鼻灯台から354度690メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同暗岩に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の北北東風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口等を、推進器翼に欠損等をそれぞれ生じ、来援した僚船によって長崎県太郎ヶ浦漁港に引き付けられ、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、宇久島西方沖合の漁場に向け、同島東方沖合を航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、宇久島北方沖合の暗岩に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、宇久島西方沖合の漁場に向け、操縦席に腰を掛けた姿勢で単独の操船に当たり、同島東方沖合を自動操舵として航行中、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから、気の緩みが生じて眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、操縦席から立ち上がり手動操舵に切り替えて操船に当たったり外気に触れたりして眠気を払拭するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、対馬瀬鼻灯台を通過した水域に至れば甲板員と単独の操船を交替することになっているので、交替するまでは眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、宇久島北方沖合の暗岩に向首進行して乗り揚げる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年3月26日

長崎地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文